

特殊法人等の役職員の給与等の水準(平成 20 年度)[概要]

平成 21 年 7 月 27 日

- 行政改革推進本部事務局において、特殊法人等(8法人^{注1})の役職員の給与水準等について、各法人及び主務大臣の公表結果(平成 20 年度分(平成 21 年 6 月 30 日までに公表))を取りまとめ、公表するものです。
- 特殊法人等については、総人件費改革の一環として、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)において、国家公務員に準じて平成 18 年度以降 5 年間で 5%以上の人員の純減又は人件費の削減を基本とする取組を行うこととされているとともに、法人の透明性を一層高める観点から、各法人及び主務大臣はその給与水準について国家公務員との比較を公表することとされています。

注1: 沖縄振興開発金融公庫、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、日本銀行、株式会社日本政策金融公庫、放送大学学園、日本中央競馬会、農水産業協同組合貯金保険機構の8法人。

注2: 平成 20 年度途中で特殊会社化・廃止された公営企業金融公庫、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、国際協力銀行、農林漁業金融公庫、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫の7法人については、特殊会社化・廃止されるまでの間の役職員の給与の支給状況等を公表しています。

1. 職員の給与水準

- ・給与水準公表対象となった8法人のうち、機構より定額の人件費を出向者の出身銀行へ支払う形態となっている銀行等保有株式取得機構を除いた7法人中、5法人において前年度より対国家公務員指数が低下している(事務・技術職員)。
- ・事務・技術職員の対国家公務員指数(年齢勘案)は前年度比ではほぼ同水準となっている。

	年間平均給与額	対国家公務員指数 (年齢勘案)			対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)		
		20 年度	19 年度	20 年度 対前年度差	19 年度	20 年度	対前年度差
事務・技術職員	(千円) 8,199	131.4	131.4	±0	126.8	127.1	0.3
研究職員	11,640	139.1	139.0	△0.1	147.0	147.6	0.6

(注)1 対国家公務員指数は、7法人を1つの法人とみなして総合的に国家公務員と比較した指数を記載している。

2 年間平均給与額は、対国家公務員指数算出対象となった職員の年間給与総額を全対象職員数で除した数値である。

2. 常勤役員の報酬の支給状況(平均)

法人の長、理事、監事の平均報酬は、前年度比でそれぞれ減少している。

	19 年度	20 年度	対前年度差	対前年度比
法人の長	(千円) 23,121	(千円) 22,293	(千円) △828	(%) △3.6
理事	18,932	18,567	△365	△1.9
監事	14,956	14,850	△106	△0.7

(注)1 給与水準公表対象となった8法人のうち、常勤役員が存在しない銀行等保有株式取得機構を除いた7法人の役員報酬総額を全役員数で除して単純平均した数値を記載している。その際、在籍期間が1年に満たない役員については、年間の報酬額を推計した数値に基づき算出している。

2 株式会社日本政策金融公庫について、平成 19 年度は、旧4法人(国民生活金融公庫・国際協力銀行・農林漁業金融公庫・中小企業金融公庫)の役員報酬総額を旧4法人の役員数で除して算出している。平成 20 年度は、在籍期間 6 ヶ月分の報酬額を1年間に推計した数値に基づき算出している。

3. 総人件費改革の取組

行革推進法に基づき、各法人は平成 18 年度以降 5 年間で 5%以上の人件費削減を基本としており、平成 20 年度の取組状況をみると、基準となる平成 17 年度実績に比して人件費削減を行う 2 法人においては合計約 2.7 億円減(△10.2%)、人員削減を行う 6 法人においては合計 518 人減(△3.9%)となっている。